



財団法人 **大学基準協会**
Japan University Accreditation Association

巻頭言

原点に立ち返って

納谷 廣美

大学基準協会会長
明治大学 学長



今、高等（大学）教育をめぐって多種多様な視点から論議が展開されているが、特にその「質の保証」が問題となっている。これを担保する公的システムとして、中央教育審議会大学分科会は、平成21（2009）年8月26日付「中長期的な大学教育の在り方に関する第二次報告」において①設置基準、②設置審査（設置認可後の履行状況調査も含めて）、および③認証評価を列挙し、それぞれの問題点とその解決の方向性について検討の経過などを含む報告を行っている。今後、この第二次報告書の取扱いに変更が生ずる可能性もありうるが、高等教育に関する「改革（改善）の緊急性」に照らして、これまでの検討結果を尊重して具体的な政策決定が行われることを期待したい。

大学の認証評価制度は、平成16（2004）年度に導入された。今年度は制度導入6年目にあたるが、この認証評価を各大学とも「7年に1度」必ず受けなければならないと法的に定められていることから、明年度（2010）で一巡することになる。本号では、本協会の新しい認証評価制度が紹介されている。是非ご一読賜りたい。

ところで、教育は人づくりの源であり、その在り様は、その社会の歴史的情况を反映する。確かに今、わが国はパラダイムシフト期に入っており、しかも昨年の世界的な金融危機にともなう実体経済もまだ回復できていない状況下にあることから、教育制度の在り方につき中長期的な見通しが定まらない。こ

のことも、確かである。しかし、それ故にこそ今一度、われわれ大学人は自らの手で大学の在り方を考え、その方向性を打ち出していくことが求められているといえる。戦後間もなく発足した本協会は、戦後の新しい国造りと平仄を合わせて、真剣に大学の基準の策定や大学の評価に取り組んできたが、本協会の歴史的な実績を想起し、積極的にわが国の教育制度について、その全般にわたって（戦後の六・三・三・四プラス院の階層構造についても）抜本的に見直す時期に至っているのではないだろうか。大学「教育の質保証」は、学士課程における教育の内容・レベルが問われていることは間違いないところではあるが、個々の大学で受け入れている入学者のレベルをどこにおくか（いわゆるアドミッション・ポリシー問題。これによって導入教育や学習支援の在り方などが多様化する）、卒業後の進路（いわゆる就職問題。これはポストク問題にみられたように、企業等の受入サイドにおける意識改革、質的転換なども求められる）など、その教育課程の前後にわたって検討し、見直すべき事柄も多い。日本がいわゆる成熟社会に入っていることの反映とも思われるが、学生の多くが自らの志を高め、その達成のために厳しく、かつ長期的な成長を見据えた教育に耐えうる心構えが低減しているとの指摘がある。この点にも、本質的な教育問題があるのではないか。今こそ、大学人の叡知が問われていると思われる。

検討委員会・諮問会議を設置

追評価システム検討委員会の設置について

橋本 孝志 大学基準協会 大学評価・研究部
審査・評価系 副主幹

1. 設置経緯および設置目的

平成20年度の本協会法科大学院認証評価は、申請14校中9校が不適合となったことに鑑み、法科大学院認証評価の全ての評価結果が概ね確定した4月24日開催の第452回理事会において、追評価（※）実施の是非等について審議がなされた。また、5月15日開催の臨時理事会において、本協会の4事業の認証評価に追評価システムを導入すべきことが提起され、そのシステムの検討のために「追評価システム検討委員会」が設置された。

そもそも、本協会の現行の各認証評価事業の目的は、①大学、短期大学、専門職大学院の質を社会に対して保証すること、②改善を継続的に支援すること、である。

しかしながら、本協会の現行の認証評価事業において「不適合」となった場合は、当該大学にその改善状況の報告を求め、その報告を本協会が検証するシステムがなく、「改善を継続的に支援する」という認証評価事業の目的の1つが実現されない仕組みとなっている。

結果として、当該大学は、「不適合」となった原因部分の改善を行ったとしても、次の認証評価の受審まで（機関別認証評価は7年、専門職大学院認証評価は5年）、「不適合」という状態が続くことになる。

そこで、本協会が実施する4つの認証評価事業において、不適合となった大学から改善がなされた段階でその改善報

告書の提出を受け、改善が認められる場合は「適合」という判断を示すことが可能とする追評価システムの導入を検討することとなった。

※ 適格認定を受けられなかった大学、法科大学院は、評価実施年度の翌々年度までに満たしていないと判断された基準に限定して受けることができる評価。なお、追評価において当該基準を満たしているものと判断された場合には、先の評価と併せて、適格認定を行う。

2. 追評価システム委員会の審議状況と今後の予定

第1回の追評価システム委員会は、まずは、機関別認証評価で実施している「保留制度」と追評価制度が両立するかどうかの審議から開始した。

「保留制度」は、基準に適合しているか否かの判定を保留するものであり、「不適合」との判定をした後に追評価を行うこととの制度上の不整合がないか審議された。審議の結果、追評価システムを導入する方向が示された。

今後、本委員会では、追評価の評価基準、評価体制・プロセス、提出資料、評価手数料、適合認定証の付与、会員制との関係、開始時期、追評価申請可能な期間、開始対象の評価などを審議した上で、関連規程の改定も含め9月末をめどに結論を出し、11月開催の理事会に上程することを予定している。

運営諮問会議の設置について

嶋田 一幸 大学基準協会 総務課

平成14年11月に施行された財団法人大学基準協会運営諮問会議に関する規程によれば、当該会議のミッションは、会長の諮問機関として「1、大学基準協会の事業活動、事業目的」「2、重要案件が発生した場合の対応策」「3、大学基準協会の事業計画とその成果」以上について審議する、とされている。

平成21年5月開催の臨時理事会での決定を受け設置された運営諮問会議には、高等教育のあり方に造詣の深い7名の委員が会長の委嘱を受け就任した。6月11日に第1回会議が開催され、その際、会長からは3つの観点から計10項目の諮問事項が提示された。

I. 協会の役割を明確にするために

- ①会員大学に与えるメリット
- ②独立法人となった国公立大学との関わり

II. 評価機関としてのステータスを高めるために

- ①協会自身が行う自己点検評価
- ②協会自身が受ける外部評価
- ③中長期目標—PDCAサイクルをまわすために—
- ④評価機関としての国際的戦略・国際的通用性

III. ピアレビューを原点に協会が発展していくために

- ①認証評価制度の問題点と協会のミッション
- ②協会の社会的貢献、展開

③正会員のバリュー、正会員へのサービス提供

④協会の組織強化

第2回会議（7月23日）では、「大学基準協会の歩いてきた道—エボックと課題—」、「松下幸之助の経営に見る組織活性化のポイント—経営者・責任者が留意し、実践すべきこと—」、続く第3回会議（9月7日）では、「行政改革と認証評価—社会の期待に応えるために—」、「認証評価制度と大学基準協会の役割—大学基準協会のミッション—」、それぞれについてご専門の方がショートレクチャーを行い、各回のフリーディスカッションでは、7名の委員が幅広い見地から活発な意見交換を行った。

社会のパラダイムシフトに連動して、大学が大きな変化を、そして質の向上を求められている中、評価を通じていかに本協会がそれを支援していけるか、また、平成23年度から認証評価の第2期に入る等状況にもある中、評価機関としての役割や組織の変革をいかに進めるべきか、これらはいずれも速やかに結論を出さねばならない重要課題である。大学基準協会が転換を図ることで、これまで以上に高等教育の発展に寄与し、また会員の自主的努力と相互的援助により大学の質的向上を図る、引き続きその中核となりうるよう、運営諮問会議では叢知を結集し進むべき方向についての答申を鋭意取りまとめていく。

粉挽き水車は回っているか —新しい認証へのイメージ—

大学評価委員会委員長
鈴木 典比古 大学評価企画立案委員会委員長
国際基督教大学 学長

大学基準協会は昭和22年の発足以来、会員校の自己点検評価と相互評価によって教育プログラムの充実・向上を図ってきた。認証機関化した現在においてもこの基本的方針は変わっていない。ところで、現在日本の高等教育は、その質の維持・向上を巡って国内・国外双方の環境変化に直面し方向転換を迫られつつある。例えばグローバルな規模で各国高等教育の質の保証への要請が強まっており、日本の高等教育もその渦中に入りつつある。他方、90年代初頭の大綱化以来、大学教育の質の維持が不透明になっていることに鑑み、その見直しの必要性が強く意識されるようになってきている。さらに、最近、中央教育審議会は『学士課程教育の構築に向けて』を公表し、その中で大学教育においては①知識・理解、②汎用的技能、③態度・志向性、④統合的な学習経験と創造的思考力を総合的に具備した「学士力」を涵養することを強く提言した。本協会は日本における最大の認証評価機関として、大学教育の質保証を巡る国内外の動きに歩調を合わせ、否、それに先んじて認証評価作業を進めていく社会的責任がある。

ところで、忘れてならないのは大学教育の質保証を行う作業と責任は第一義的には大学自身にあるということである。各大学の公的存在は社会的に認められ、それに対して公財政的支援が行われている。各大学がその教育の質の保証に責任をもち、その向上に努力することは社会に対する義務である。本協会は上記の観点から、①大学を全体として評価する機関別評価と、②その大学が設置している学部・学科などを評価する分野別評価、の2つをきめ細かに行ってきた。ところが、すべての大学が認証評価を受けることが義務化された結果、評価申請する大学の数が増加し、従来からの評価活動形態はもはや継続できないというジレンマにも直面している。これは世界の高等教育評価機関共通の問題となっている。この困難を解決し、同時に認証評

価を受ける大学にとっても、本協会にとっても簡素化された認証評価体制を構築することは焦眉の課題である。かくして平成23年度からの認証評価では評価項目数を削減し、評価は機関別評価のみを行うこととし、学部・学科などを評価する分野別評価は原則的に廃止する予定である。この新しい評価体制では各大学が自律性と健全性（財政的）を以って大学をシステムとして運営し、かつその運営をモニタリングするための仕掛けが内蔵されているか否か、を検証することを主眼とする。唐突にも聞こえようが、ここで大学を穀物を搗く水車小屋に例えてみよう。新しい評価制度のもとでは、樋を通してきた水が調子よく水車の歯車を回しているか、小屋の中の臼や杵はスムーズに動いているか等、水車小屋システムの稼働を主に点検評価し（機関別評価）、その水車小屋でどのような種類の穀物をどのくらいの歩留まりで搗くか（分野別評価）などは直接には評価の対象としない。それは各大学の主体的見識と責任に任せる。これは一見、認証評価活動の後退のようにも感じられようが、そうではない。第一に、本協会の目的は会員校の自己点検評価と相互評価によって教育の質を高めることにあるのであるから、今度の改革によって実は本来の設立時の原状に立ち返るのである。また、本協会が認証機関化して以来、会員校は本協会に認証してもらうという受け身の姿勢になりがちであったものが、この改革によって主体的・自律的な教育の質保証活動（水車小屋の水車・回転軸・臼・杵のシステムが動いているか否かの検証）を評価することになる。このようにして、今回の新評価システムの導入は、認証評価の実効性ある簡素化と、大学自体の主体的自己点検評価と、国際的な潮流への呼応を可能にし、そして何よりもこれらを通じて達成された教育の質保証の利益が学生の成長に還元されることが期待される。

パブリックコメントに対するお礼

このたび、機関別認証評価の新システム導入と新たな公共政策大学院認証評価システムの構築にあたり、「大学基準およびその解説」ならびに「公共政策大学院基準」に対するパブリックコメントを募集したところ、多く

の大学、関係機関より有益なご意見を多数お寄せいただきました。この紙面をお借りして、深く感謝申し上げます。今後とも変わらぬご支援、ご厚情を賜りますようお願い申し上げます。 大学基準協会 事務局

新大学評価システムの概要について

生和 秀敏 大学基準協会特任研究員

大学基準協会では、大学の自主・自律を尊重する本協会の姿勢をより明確にするため、大学自身による内部質保証機能の充実を期待して、評価項目の大幅な削減を目指した新たな評価システムの構築を行う。概要は以下の通りである。

1. 新大学評価システム構築に当たっての基本姿勢

平成23年度から実施する第二期の認証評価に適用する新評価基準・評価項目を策定するに当たり、以下の諸点を基本方針とする。

- (1) 自主・自律を掲げる大学にとって、評価とは、「されるもの」ではなく、自らの意思で「行うもの」であるという意識の定着を図る。
- (2) 自己点検・評価の質を向上させ、自らの判断と責任において評価結果を改革・改善に繋げる内部質保証システムの構築を支援する。
- (3) 多岐に渡って設定されてきた従来の評価項目の数を大幅に削減することで、大学にとっても評価機関にとっても、評価に係わる負担を可能な限り軽減できるようにする。

2. 大学評価の目的

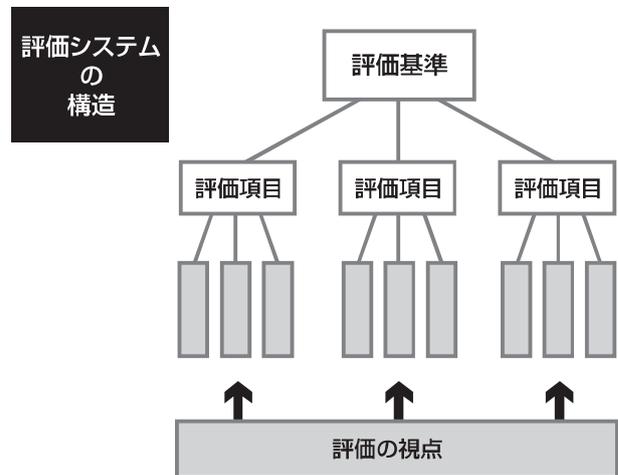
本協会の大学評価の目的はこれまで同様、①本協会が定める大学基準等に適合していることをもって、社会に対しその質を保証すること、②当該大学に設置される学部・研究科等を含む大学全体の改善を継続的に支援することである。

新たな評価システムでは、各大学が行う自己点検・評価活動が適切に機能しているかどうか、特に以下の3点が重視される。

- (1) 自己点検・評価体制が整備され、確実に機能していること。
- (2) 自己点検・評価に基づく改革・改善が着実に実行されること。
- (3) 自己点検・評価における自己評価が、妥当なものであること。

3. 評価システムの構造と意味

新たな評価システムは、大学基準に基づく「評価基準」、各評価基準ごとに設定される「評価項目」、評価項目を適切に評価するための手段となる「評価の視点」から構成する。



- (1) 新基準では、大学基準協会が定めている「大学基準」に基づき、10の「評価基準」を評価のための基軸として設定する。
- (2) 「評価基準」に適合しているかどうかを判断するために、「評価基準」ごとに、評価の対象となる複数の「評価項目」を設ける。
- (3) 「評価項目」は、評価の対象となる事項であり、大学は各事項に関し、現況のみならず、PDCAサイクルが円滑に機能しているかどうかを中心に自己点検・評価を行う。
- (4) 「評価項目」は、包括的・基本的な内容のものとし、従来のものと比べ、評価項目数の大幅な削減を図る。
- (5) それぞれの「評価項目」については、適切に自己点検・評価するための「評価の視点」を示すが、「評価の視点」は、点検・評価のための手掛かりや根拠となるもので、それ自体は評価の対象となるものではない。

(6) 「評価の視点」のうち、必須要件と思われるものに関しては、その根拠となる法令等を示すが、それ以外のものは、どの視点を点検・評価の手段として採用するかは各大学の裁量に委ねる。

※ 根拠となる法令等とは、教育基本法、学校教育法、大学設置基準及び大学院設置基準・専門職大学院設置基準等を指す。

(7) 「評価の視点」を設定したのは、どのような視点から「評価項目」が評価されるかについて、関係者間の共通理解を図るためのものである。

(8) 「評価の視点」は、例示されているもの以外でも「評価項目」を評価するに際して客観的な論拠となるものであれば、各大学が独自に設定してもかまわない。

4. 評価基準について

大学基準であり評価基準でもある「評価基準」は、これまでの15の基準を整理・統合し、10の基準に改定する。

- 基準 1 理念・目的
- 基準 2 教育研究組織
- 基準 3 教員・教員組織
- 基準 4 教育内容・方法・成果
- 基準 5 学生の受け入れ
- 基準 6 学生支援
- 基準 7 教育研究等環境
- 基準 8 社会連携・社会貢献
- 基準 9 管理運営・財務
- 基準10 内部質保証

5. 評価項目について

評価項目数、各評価基準によって異なるが、全体として50項目以下に集約する。この評価項目が認証

評価の対象となる項目であり、同時に、自己評価の項目として設定することが求められている。

- (1) 「評価項目」は、これまでの評価項目数を大幅に削減するため、高等教育機関としての活動を適切に評価する上で基本となる重要事項に絞る。
- (2) 「評価項目」が、包括的な内容表現となるため、「評価の視点」を例示することで、「評価項目」の意味する具体的な内容が分かるようにする。
- (3) 「評価項目」の設定に当たっては、それぞれの「評価項目」について、可能な限り、「方針」「現状」「検証」「改善」の流れが分かるように設定し、PDCAサイクルが機能しているかどうかを評価できるようにする。
- (4) 国際化に関しては、意味する内容が多面的であることから、関係する各「評価項目」の中で適宜評価できるように、独自の「評価基準」は勿論、単独の「評価項目」としては設定しない。
- (5) 各評価項目については、文章による自己点検・評価の記述のみならず、4段階評定で自己評定を行うことを大学に求める。

6. 評価の視点について

評価の視点とは、それ自体が認証評価の対象となるものではないが、評価項目の意味や内容を理解し、評価する際の手掛かりや根拠となる事項を例示したものである。

- (1) 「評価の視点」は、各大学が「評価項目」について自己点検・評価する際の視点であり、適切な自己点検・評価を行う上での手段もしくは論拠として位置づけられる。
- (2) 例示された「評価の視点」は、全ての大学が一律に依拠すべきものではなく、取捨選択は基本的に大学の裁量に委ねられる。但し、法令等に規定されているものに関しては、自己点検・評価の対象としなければならない。

新大学評価システムにおける 自己点検・評価報告書の作成方法

工藤 潤

大学基準協会
大学評価・研究部部長

大学基準協会は、平成23年度の機関別認証評価第2期目から、新しい評価システムに変更する。そのポイントは、大学が自らの責任で質保証のシステム（内部質保証システム）を構築し、これを有効に機能させているかを本協会が検証するというものである。この改革の背景には、大学は自主的・自律的組織体であり、質保証の第一義的責任は大学にあるという考えがある。

内部質保証とは、大学の諸活動が大学基準を充足していること、また、質の向上に向かって活動を展開していくだけの能力があること（または展開中であることを）を証明することである。具体例を用いて言い換えると、①教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の明確化、②教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針に基づく教育課程の編成、③シラバスの適切な作成とこれに沿った教育の展開、④厳格な成績評価と学位授与方針に基づく学位授与、⑤学習成果の検証、⑥FDの実施と教育内容・方法の改善、というサイクルが適切に展開しているかを、大学自らが現状を説明し、大学基準の充足状況を明らかにしつつ、長所・問題点を析出して、問題が見つかった場合は改善に向けた行動計画を明確にすること、またはその行動計画に基づいて改善を実行していることを、客観的根拠（エビデンス）をもって証明（言語化）することである。

さて、こうした内部質保証システムの有効性を証明するための主要な手段となる自己点検・評価報告書の記述方法について以下に説明したい。

なお、本稿の一部には、新大学評価システムを検討している「大学評価企画立案委員会」で検討中のものも含まれており、正式に確定していないものもある。予めお断りしておきたい。

大学評価で中心となる資料は、これまで同様、各大学が実施する自己点検・評価報告書である。新評価システムにおいては、大学で展開される各部局（学部、研究科等）のあらゆる諸活動に対して大学としての責任を果たしているかが機関別認証評価では重視されるべきであるとの考えに立脚して、自己点検・評価報告書には10の大項目ごとに全学的視点からの記述を求めることを基本とする。しかしながら、学部・研究科単位での個別具体的活動が見えないと十全な評価が実現されない「1. 理念・目的」、「3. 教員・教員組織」、「4. 教育内容・方法・成果」、「5. 学生の受け入れ」の4項目については、各学部・研究科単位でも記述していただくこととなる。

記述にあたっては、大項目ごとに、【現状の説明】、【点検・評価】、【将来に向けた発展方策】の3つを柱立てして記述することを求めることに加えて、大学の自己評価に基づいて評価を付けていただくことも予定している。

報告書構成例、記述にあたっての留意点などについては以下の通りである。

(1) 点検・評価報告書（構成例）

3.教員・教員組織	
	評定 A B C D
1.現状の説明	
(1)大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	
<1> 大学全体
<2> ○○学部
<3> ○○研究科
(2)学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	
<1> ○○学部
<2> ○○研究科
(3)教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	
<1> ○○学部
<2> ○○研究科

2.点検・評価	
①効果が上がっている事項(優れている事項)	

②改善すべき事項	

3.将来に向けた発展方策	

【資料名】	

(2) 記述にあたっての留意点（教員・教員組織の例）

① 評定

- 「評定」の欄には、自己点検・評価の結果、自らの方針に沿った活動状況及び目標の達成状況について、A、B、C、Dで自己評価する。

- 評定を付すにあたり、以下の基準を目安にする。
 - A：方針に沿った活動が実践され、目標が十分達成されている。
 - B：概ね、方針に沿った活動が実践され、目標もほぼ達成されている。
 - C：方針に沿った活動や目標の達成がやや不十分である。
 - D：方針に沿った活動が実践されず、目標もほとんど達成されていない。

②現状の説明

- 「現状の説明」の項では、設定されているすべての評価項目（「教員・教員組織」では(1)～(4)の評価項目）について現状を記述する。
- 評価項目(1)の「方針」を記述するにあたっては、まず全学的な視点から大学として求める教員像を記述した上で、教員組織の編制にあたっての目指すべき方向を記述する。なお、教員組織の編制方針については、学部・研究科単位でも記述する。その際、「評価の視点」も参考にする。
- 方針に基づき、検証可能な目標と目標を達成するための手段（達成手段）を示すことも有効である。
- 評価項目(2)以降の「現状の説明」の項では、各評価項目について学部・研究科ごとに「方針」に則して現状を説明する。その際、「評価の視点」も参考にする。

③点検・評価

- 「方針」に基づき現状を分析し、効果が上がっている事項、改善すべき事項を明確にする。その際、「方針」に沿った活動が実施されているかどうかを検証するために、大学自らが設定した評価指標とその基準を活用し分析することも有効である。
- なお、「点検・評価」の項では、「現状の説明」と異なり(1)～(4)のすべての評価項目を網羅する必要はない。現状を分析した結果、特記すべき長所と問題点について重点的に記述する。
- 「①効果が上がっている事項」では、そこに記述される内容は以下の点を満たしていることが求められる。
 - ・設定した方針に沿っており、目標を達成している。
 - ・大学に共通的に求められる水準を大きく上回っている。

・グッド・プラクティスとして学内の他の学部・研究科の参考モデルになり得る。

- 「①効果が上がっている事項」に記述する場合は、その記述内容を裏付ける客観的証拠も記述する（その証拠書類が大部な場合は、報告書の添付資料としても構わない。）
- 改善すべき事項についても、客観的証拠を記述する。

④将来に向けた発展方策

- 「点検・評価」の結果、効果が上がっている事項についてさらに伸ばさせるための方策を記述する。その際、大学が保有している資源を適切に把握し、人的・物的・財政的資源の投入計画と実行のための手順や方法を明確にするなど行動計画を記述する。
- 改善すべき事項についても、その改善方策を示す。その際、法令で要請されている事項であるものとそうでないものとに区別すると同時に、中長期にわたる改善が必要な場合は、上記のような行動計画を記述する。

⑤資料名

- 自己点検・評価において、記述を裏付ける資料名を列記する。

<例>

- 資料1-「専任教員個別表」
- 資料2-「2008 大学案内」
- 資料3-「2008 ○○学部シラバス」
- 資料4-「専任教員教育・研究業績一覧」
- 資料5-「教員採用規程」
- 資料6-「教員採用基準」など

(3) 報告書の分量

現行の評価システムにおいて、各大学に求める自己点検・評価報告書の分量については、特に定めていない。しかしながら、新システムではある程度の上限を定めて、簡潔に、また一義的に理解できるような記述を求めたい。目安としては、単科大学の場合で80ページ以内（1ページにつき1行40字×40行）とし、複数学部設置されている大学については、1学部（または1研究科）につき15ページ増を上限とする。

公共政策系専門職大学院の認証評価について

金本 良嗣 公共政策系専門職大学院認証評価検討委員会委員長
東京大学公共政策大学院 院長

学校教育法によって、専門職大学院は認証評価機関による認証評価を受けることが義務づけられている。通常の大学院は、大学全体の認証評価の一環として評価が行われているのみであるのに対して、専門職大学院については、大学全体の認証評価の一環としての評価はもちろん、これに加えて、独立の認証評価を受ける必要がある。しかも、大学全体の認証評価は7年に一度であるのに対して、専門職大学院については、少なくとも5年に一度の認証評価が義務づけられている。

認証評価制度は、認証評価機関が存在していることが前提となる。ところが、公共政策分野についてはこれまで認証評価機関が存在しなかった。8つの大学院しかない公共政策分野の専門職大学院に対応した認証評価機関を設立することは、そのためのコストを考えると、困難であることは理解できるであろう。したがって、但し書きで、自己点検・評価の結果について、当該大学の職員以外のものによる検証を定期的に行い、その結果を公表するとともに、文部科学大臣に報告することによって認証評価とすることができるという代替ルートが設けられ、これを用いてきた。

しかしながら、この状況は本来の姿ではないので、公共政策系専門職大学院（以下「公共政策大学院」という。）の総意として、大学基準協会に認証評価機関をお願いすることになった。それを受けて、大学基準協会では、公共政策系専門職大学院認証評価検討委員会を設置し、精力的に公共政策分野の専門職大学院認証評価のあるべき姿について検討を行い、認証評価基準の策定を行ってきた。

公共政策大学院における認証評価基準の策定に関しては、他の分野と異なる様々な要因がある。

第一に、法科大学院のように特定の資格に結びついていないことである。特定の資格と結びついているものについては、その資格における必要要件を考慮した上乗せの規制は当然である。しかし、公共政策大学院については、専門職大学院ではない大学院でも公共政策分野の教育を行っており、それらに比較して制度上有利になる点は全くないと言ってよい。たとえば、公務員試験等においても全く同等に扱われており、公共政策大学院だからといって有利にな

るわけではない。有利になるとすれば、より有効な教育を行っているからだけである。

第二に、公共政策大学院は多様であることである。国家公務員一種にかなりの修了生を送り込んでいる大学院もあるし、地方公務員志望者が主体のものもある。また、夜間及び週末に開講し、現職の有職者に対する教育を行っている大学院もあるし、そうでない大学院もある。さらに、留学生のシェアも様々であるし、英語で修了できるコースを設けているところもある。こういった多様な大学院に対して、法科大学院のような一律で詳細な基準を設けることは適切でないであろう。

認証評価は、認証評価を受ける各専門職大学院及び認証評価を行う認証評価機関双方にとって、無視できないコスト負担を強いることになる。したがって、資格制度等の外的な制度によってその必要性がない場合には、コストに見合った効果があがるようになっていなければならない。そのための処方箋は、認証評価のためのコストを小さくすることと、認証評価による効果（社会的な便益）が大きくなるようにすることである。これは極めてシンプルであるが、実現はそれほど簡単ではない。現実の政治・行政の世界では、厳格な評価に精力を使い尽くして、教育の質の向上のための余裕がなくなってしまうという本末転倒が起りかねない。様々な分野で、評価疲れで疲弊しているという意見が出ていることは、これが杞憂に終わらない可能性があることを示している。

公共政策大学院の認証評価基準を作成するに当たって最も重視したことは、コストを最小限にしながら、最大の効果を発生させるようにすることである。ここで、効果には、教育品質を向上させることによって関係者（学生、就職先等）及び社会全体に発生する便益に加えて、教育内容や教育品質に関する信頼できる情報が潜在的な志願者や修了生の受け入れ先に提供されることによって発生する便益が含まれる。

効果を最大限に発揮するためにまず心がけたのは、認証評価の役割は、公共政策大学院がそのミッションを有効に果たすために貢献することであるという基本認識を踏み外さないことである。公共政策大学院のミッションは、優れた能力を持つ公共政策プロ

フェッショナルを養成するということであり、この使命をより有効に果たすことができるようにすることが、認証評価の役割である。この役割を果たす上において、効果が大きい基準を選定し、実質的な意味のない基準については、他の分野の認証評価基準にあるものについても入れないこととした。

いくつかの大学院では、自己評価の第三者による検証という認証評価の代替ルートを用いて評価を行ってきた。その際に、いくつかの基準案を用いて自己評価を行い、実際にどういう評価書ができるかを試してきた。これまでの経験では、数多くの評価項目を持つ基準案では、各項目に答えるための作文に多大な労力を費やさざるを得ず、しかも、それが実質的な教育の改善をもたらすであろうとはとても思えないものであった。これらの経験を踏まえて、実質的な意味のある基準にするような努力を行った。

第二に、公共政策大学院の多様性を踏まえ、各大学院が、自分たちの長所と短所を自由に記述できる項目をなるべく多く設定し、それらについての外部からの検証と確認を行うようにした。先にも触れたように、公共政策大学院は多様であり、一律の基準はかえって弊害をもたらす。だからといって、各公共政策大学院の教育の詳細に立ち入らなければ、評価の有効性は失われてしまう。このジレンマを解消するために、すべての主要事項について、各大学院が自分たちのミッションや特徴を踏まえた特色ある取り組みについて中身の濃い自己評価を行い、それを検証・評価するといったアプローチをとっている。

このようなアプローチをとったもう一つの理由は、日本では認証評価結果の詳細及び各大学院の自己評価書が公表されることである。アメリカではNASPAA (National Association of Schools of Public Affairs and Administration) が公共政策分野の認証評価を行っている。彼らのウェブサイトを見ると、認証された大学院のリストは公開されているが、認証評価結果の詳細や評価報告書は公開されていない。160を超える公共政策大学院の認証を行っており、最低限の基準を満たしているかどうかの検証がメインで、各大学院ごとの詳細情報は認証評価としては公表されていない。

こういったアプローチが良いかどうかは議論があるところであり、日本の仕組みが悪いとは一概に言えない。しかしながら、評価のやり方や評価基準の設定については、どちらのアプローチをとるかによって違いが出てきても不思議ではない。日本のような公開性の高い仕組みにおいては、各大学院の個別事情についてより配慮し、それを的確な形で潜在的な志願者や就職先に伝えていくという役割が重要であると思われる。

なお、アメリカにおける認証評価基準も日本の法科大学院等における基準に比較して極めて簡素なものであり、項目数等について、今回まとめた公共政策系専門職大学院基準と大きな差はない。また、NASPAAに払わなければならない評価手数料は、3,950ドルと低廉である。これに加えて、認証評価を受ける大学院は3名のサイトビジターの旅費滞在費を払う必要があるが、これも1,500ドルから3,000ドル程度に過ぎない。

NASPAAによる認証評価では多様性に対する配慮も十分に行われており、これについても今回の基準と基本的な考え方は同じである。しかしながら、具体的な基準設計については異なったアプローチをとっている。たとえば、アメリカの基準に関しては、基準を満たしていない場合があっても、その大学院のミッションに照らして、十分な理由があれば、認証するという考え方を採用している。今回の基準では、こういったところまで踏み込んではおらず、各大学院の特色を提示する項目を設定することによって同じ役割を果たすようにしている。

最後に、大学基準協会による公共政策大学院の認証評価がスムーズにスタートし、公共政策大学院における教育の向上に貢献することを期待したい。今回まとめた基準は完璧なものではなく、今後の実施例の評価を踏まえて、不断の見直しを行う必要があることはもちろんである。公共政策大学院の発展に役立つ認証評価にしていくために、大学基準協会と各公共政策大学院及び関係各位のご協力をお願いしたい。

ブックレビュー

有本章 編著

『変貌する日本の大学教授職』
 (玉川大学出版部)

2008年12月 362頁 6,000円+税



本書では、大学類型と大学規模を基準に抽出した四年制大学19校の教員を対象にして、カーネギー教育振興財団が主催した「大学教授職に関する国際調査」の日本版を用いて、1992年と2007年にアンケート調査を実施し、大学教授職のプロフィール、高等教育へのアクセス、専門職的活動、労働条件、管理運営、高等教育と社会、学究生活の国際的次元の7つの調査領域を基礎に、比較、分析している。そして、15年間における日本の大学教員職の変貌を述べている。

編者は、現在の大学教員は専門職の理念の構築に失敗し、専門職の職務遂行に失敗していること、15年間に専門職の理念を確立するどころか、方向性を見失ったことが判明していると述べ、このままだと、学問生産性の向上どころか、その形骸化と衰退を招くのは回避できないのではないかと危惧をしている。それを踏

まえて、編者は、大学ファンディングの転換の必要性、大学教員自身の意識改革の必要性、学生観と生涯学習観の見直しの必要性、学識の統合を明確に措定した大学教員間における確固たる合意の形成の必要性、および学問的生産性の質的発展への展開の必要性に関する提案を行っている。現状を直視し、専門職の追及を標榜する理念を見極めるとともに、その再構築を政策、システム、大学組織体をあげて遂行することによって、現状を改革し、活性化することが極めて重要であると述べている。

政策や大学のファンディングなどの環境の変化、研究費の配分やストレスといった大学組織と生活、研究および教育の学問的生産性と評価、国際化など社会への影響といった大学教員を取り巻く諸問題の現状を理解するには、本書はよくまとめられている。

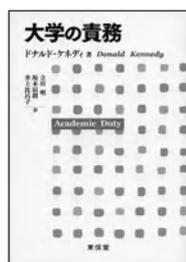
廣川 二郎 東京工業大学 理工学研究科准教授

ドナルド・ケネディ 著

立川明・坂本辰朗・井上比呂子 訳

『大学の責務』(東信堂)

2008年12月 413頁 3,800円+税



大学の自由が論じられることはあっても大学の責務が論じられたことはなく、それが近年の大学批判の根底にあると著者ドナルド・ケネディはみる。大学の責務とは何か。教育への責務、博士号取得者に職を確保する責務、研究費の獲得・執行への責務、公正な研究への責務(剽窃・データ改竄の防止)、産学連携をめぐる責務等が具体例を交えて語られる。根底にあるのは、大学人としての責務の認識がなければ、大学の秩序そのものが危うくなるとの危機感である。

現場の知見に支えられたこれらの主張は、生物学教授職は勿論、スタンフォード大学学長、連邦食品医薬品局(FDA)長官、学術誌『サイエンス』編集主幹といった重責を務めた経験があってこそだろう。特に外部研究費の間接経費をめぐってスタンフォード大学が経験したスキャンダルの裏の事情や、研究論文の査読シ

テムをめぐる問題、研究の秘密保持に関する事柄、研究に対する政府の干渉を伝えるエピソードなどは生々しい。訳者の言葉を借りると「アメリカ合衆国の高等教育の仕組みを一表と裏の双方を一」伝えてくれる書である。

同時に、これは今の日本の状況でもある。本書を読むと、日本の大学改革がいかにアメリカを範としてきたかがわかる。日本の大学に競争原理が持ち込まれて急激に大学改革が進み、大学はその成果を検証作業する暇もなくさらなる変革を求められている。その一方で研究と教育は、日々の地道な作業があってこそ成り立つものである。この一見分裂した要求を融合させ、地味な研究・教育活動の連続性を保証しつつ大学全体を社会に合わせて改革していくための手立てが、この書には示されている。

大学・政府・企業という大機構の周縁部にある人文系から見ると、スタンフォード大学自然科学系という権力中心部からの視点と感じられる部分もある。だがそれを補うに余りある説得力が本書にあるのは、次世代の研究者を育てるという大学人としての目的意識が揺るぎなく著者にあるからだろう。

亀澤 美由紀 首都大学東京 人文科学研究科准教授

大学時論

大学の「国際化」を考える

塩尻 和子

筑波大学理事 兼 副学長（国際担当）

先ごろ、文部科学省によって平成21年度の公募案件「国際化拠点整備事業」の採択校が発表になった。本学はさいわいにも13拠点校のなかに加えていただいたが、これを契機に大学の「国際化」とはなにを意味するのか、なにを目標とするべきなのか、あらためて考えてみたい。

近年、各大学では、外国人教員による授業は、語学専門教育の科目でなくても、外国語で行われることが多かったが、これを入学から卒業までの学位取得が可能なコースとして実施することが求められるようになった。このたびの「国際化拠点整備事業」においては、特に英語による授業のみで学位取得が可能なコースを、新たに設置することが応募条件のひとつとなっている。

それでは、英語による授業を拡充していけば、大学の国際化は実現できるのか、という疑問が湧いてくる。たしかに「英語で学び英語で自己表現をする」ことを指導する教育は、21世紀の大学教育において欠くことはできない。しかし重要なことは、何をどのように表現するのか、という表現の「中身」の問題である。英

語コースを受講した者が、英語の発音がきれいだ、あるいは日常会話が巧みである、というだけでは、高等教育を受けたとは言えないであろう。むしろ発音が下手でも、流暢な挨拶ができなくても、訥々とした語り口の中に学業への真摯な姿勢と大学教育による知の蓄積が表現されているなら、それこそが「英語で自己表現をする」ことになるであろう。

大学が、世界の人々と協働でき、グローバル化した社会において人類の進歩と平和に貢献できる人材育成を主眼とする教育・研究の世界的拠点となるのが、21世紀の「国際化」の指標となるのではないかと思われる。しかし、そのためには、学生だけでなく教職員全体の意識改革が必要である。外国の先端校で教育をうけ学位を取得した教員でさえも、英語や外国語で授業を行ったり、留学生の指導教員となったりすることを好まないという報告もある。大学の国際化が成功するための鍵は、この意識改革にあるのかもしれない。

じゅあ

会員の広場

城西国際大学観光学部

ウェルネスツーリズム学科の特色について 石田 益実 城西国際大学 副学長・観光学部長

城西国際大学観光学部は、心と体、そして地域の健康を含むウェルネスの視座を持ち、さらに心遣い・相手への思い遣りも合わせ持つ、観光分野でのあらたな価値創造や地域社会に貢献できる実務型人材育成を目指している。

そのカリキュラムの特徴は、学部が立地している観光地千葉県鴨川市をフルに活用した地元観光関連事業所での経験と座学を連動させた実践的学び、毎学年に課せられている具体的提言を要求するプロジェクトを通しての体験型学習、海外の観光地に位置する姉妹校における国際観光の学び、そして紀尾井町キャンパスにおいて観光業界トップからの講義や観光関連企業研修による学びにある。いわば、動いて学ぶ観光学部といえよう。

なお、プロジェクト成果は、開学部以来3年継続した千葉県の「大学と連携した魅力ある観光地づくり推進事業」報告書としてもまとめられている。

第一期生の好調な就職内定状況は、このような実践的観光教育の成果を認められたためと受け止めている。

平和学の拠点を目指して

浅田 尚紀 広島市立大学 学長

広島市立大学は、広島市が設置した公立大学として、また広島平和研究所を擁する高等教育研究機関として、広島と平和に関する講義科目の充実を図ってきた。現在、広島市の歴史や文化、そして被爆について幅広く学ぶ「ひろしま論」、被爆体験を軸に現代社会における平和について探求する「平和と人権A（ヒロシマと国際平和）」、海外からの受講生約30名と本学国際学部学生約30名が戦争と平和、そして広島と被爆について英語で学び討論する夏期集中講座「HIROSHIMA and PEACE」を開講している。「広島・長崎講座」として登録しているこれらの科目に加えて、昨年度はヒロシマ・ピースボランティアや原爆詩朗読などの活動を体験する「平和インターンシップ」を実施し、今年度から広島の経験を活かして平和活動を実践するための具体的な方法論を学ぶ「広島からの平和学：実践の方法」を開講した。

本学は2010年度から公立大学法人に移行する。入学した学生の「広島で平和について深く学びたい」という声に応えるためにも平和科目群の整備を進め、広島平和研究所を中心とした平和学の教育研究機能をより一層強化したい。

正会員大学プロフィール

北九州市立大学

福岡県北九州市
(公立)



本学は、1946年に小倉外専門学校として創設され、現在6学部・4研究科、学生数約6,500人の総合大学である。2005年の法人化後は、40人の専任教員を擁する基盤教育センター開設による教養教育の充実、専門職大学院ビジネススクールの開校、地域創生学群の創設、入試から就職まで一貫した教育システムの構築、学生プラザ開設等の学生支援体制の強化、37名の教員増、教員評価制度の導入と改善など、社会の変化や学生のニーズを踏まえ、自在に改革を進めている。その成果は、3年連続受験生の増加、「日経グローバル」誌での地域貢献日本・(2008年度)など、社会から評価されている。今年度は大学評価・学位授与機構による認証評価を受審中である。

(北九州市立大学学長 矢田 俊文)

京都精華大学

京都府京都市
(私立)

京都精華大学は、1968年に「国際主義・人間形成・凝集教育」を教育の理念とし、京都洛北の現在地に短期大学として誕生した。1979年に4年制大学として美術学部を開設して以降、2006年には日本で初めてマンガ学部を開設するなど、これまで「表現」を教育実践の核と位置付け、表現の大学として先進的な取り組みを続けてきた。現在は人文・芸術・デザイン・マンガの4学部および大学院で構成されており、約4千人の学生が、自然豊かな環境のもと学んでいる。

創立40周年を迎えた昨年度(2008年度)、大学基準協会による認証評価を受けた。その評価結果をふまえ、現在は改善に努めるとともに、本学独自の教育研究の質向上をはかっている。

(京都精華大学教学推進センター 事務部長 福岡 正藏)

京都橘大学

京都府京都市
(私立)



京都橘大学は、1902年より女子教育の伝統をもつ京都橘学園を母体に、1967年に文学部だけの女子大学として開学した。2005年には「自立」「共生」「臨床の知」を教学理念として男女共学化し、現在3学部3研究科の大学に発展している。1992年度には自己点検・評価委員会を設置し、1995年に大学基準協会の維持会員となった。2001年には大学基準協会による相互評価を受け、「適合」と認定された。1995年度以降、3~5年ごとに総合的な自己点検・評価を行い、現状と課題を報告書にまとめている。原則として全授業で授業評価を実施し、専任教員の「授業改善集」なども発行し、教育開発に努めている。2009年度、大学基準協会に認証評価を申請している。

(京都橘大学学長 田端 泰子)

恵泉女学園大学

東京都多摩市
(私立)



本学は、学園の教育理念「聖書」「国際」「園芸」を引き継ぎ、キリスト教信仰を基礎に、園芸で感得される自然と生命への慈しみを持ち、民族や文化の相違を超えた国際交流によって築かれる平和を求め続ける女性の人間形成を目指し、1988年に設立された。1994年度には第1回自己点検評価を行い、1995年に大学基準協会の正会員となった。2002年には相互評価を受けた。学生による授業評価は2000年度より全学で実施し、今年度より学生自身が授業にどれだけ積極的に参加し、科目の目標をどれだけ達成できたかを振り返る新たな授業評価を導入している。現在、第6回自己点検評価を実施しており、2010年度に認証評価を受ける。

(恵泉女学園大学学長 木村 利人)

皇學館大学

三重県伊勢市
(私立)



本学は、明治15年、江戸時代から続く伊勢神宮の学問所林崎文庫内に創設された「神宮皇學館」を発祥とする。以来130年近い歩みを通して、わが国の歴史と伝統に根差した学問を学び、日本人としての自覚を確立して、実社会での運用に努め、世界の文明の発展に寄与することを建学の精神として、独自の人間教育に力を注いできた。

現在、文学・教育・社会福祉の3学部16学科を設け、2研究科5専攻からなる充実した大学院と神道学専攻科を併置し、平成22年度からは社会福祉学部を改組した現代日本社会学部を開設すべく準備を進めている。常に、新しい改革を加えて活性化を図り、本年度は大学基準協会による認証評価を申請している。

(皇學館大学学長 伴 五十嗣郎)

神戸女子大学

兵庫県神戸市
(私立)



本学は、1940年に創立した神戸新装女学院を母体として1966年に開学し、現在、家政学部、文学部、健康福祉学部の3学部、家政学及び文学の2研究科と学校教育学専攻科を擁する。これまで、建学の精神に基づき、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有意な女性の育成に努めてきたが、さらに、21世紀の新たな歩みを始めたことを自覚して、創設時の理念・目的を再確認すると共に、私立女子大学固有の使命と社会的・地域的・時代的作用を認識して、新たな教育目標を「自立心に富み、対話力と創造性にすぐれ、人類の発展に貢献する女性の育成」と再定義した。1995年に大学基準協会の正会員となり、2009年度に同協会の認証評価を受けることが決定している。

(神戸女子大学学長 波田 重熙)

募集のテーマ

- ①「大学時論」……………毎号1篇
900字程度——広く大学論、教育論に関わるもの
- ②「会員の広場」……………毎号数篇
400字程度——高等教育あるいは大学基準協会を取り巻く諸問題についてのご意見等

投稿規定

- ※ 寄稿資格は広く大学機関にご関係の方。氏名のほか、所属、職名、専攻をどうぞ。字数は、左記の通りで、締切は11月下旬です。
- ※ 採否は広報委員会で決定し、原稿は返却しません。
- ※ 掲載原稿には内規により薄謝を呈します。
- ※ 送付先 〒162-0842 東京都新宿区市谷砂土原町2-7-13
財団法人 大学基準協会 総務課

広報委員会

委員長 河田悌一(関西大学)
委員 有満保江(同志社大学) 亀澤美由紀(首都大学東京) 鈴木健(明治大学)
田中克俊(北里大学) 廣川二郎(東京工業大学)

“じゅあ”は関係方面はじめ会員大学の専任教員並びに課長職以上の方々にお配りしています。送付部数に変更のある場合は事務局までご連絡下さい。また、“じゅあ”は本協会ホームページからダウンロードできます。

編集後記

「国際化拠点大学(グローバル30)」が採択され、海外の学生をわが国に留学させる環境の整備が推進されていますが、日本の大学教育がどのようにグローバル化の流れの中に入っていくか、興味深いところです。しかし、こうした事業が実質的に効力を発揮するには、かなりの時間を要すると思われます。日本の大学や大学院の国際的な競争力は、留学生の量ではなく質によって決まるのはいうまでもないことですが、今後、大学教育の質保証や学位授与の基準がますます重要になってくるでしょう。(有満保江)